

令和 8 年
第 3 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 3 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 8 年 3 月 2 6 日（木）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 2 号	都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について
議案第 3 号	中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について
議案第 4 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 5 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和8年第3回立川市農業委員会総会

令和8年3月26日（木）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	宮岡 広行君
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎 君

係長 熊谷 寛 君

主事 東島 信幸 君

午後 2 時 5 9 分 開会

議長 それでは、若干定刻より早いんですけれども、始めたいと思います。

農業委員会もいよいよ任期が、もうあと僅かになりまして、3 月 1 3 日が 2 6 期の推薦の締切りということで、これは各地区、もう推薦が出ているということと、公募をされた方も出ているということだと思しますので、今後、評議員会で諮って、それから決まるという形ですね。やりましたか。

局長 はい。

議長 ということでございます。

また、何とんでも、今ニュース等で言われています、ガソリンとか、そういった燃料が非常にどんどん上がっています。その関係で、我々は特に農業資材等においても、今後どんどん上がっていくんじゃないかということで、非常に心配しているところではないかと思えます。これも今後、国、東京都、立川市においても、またどんなにか支援なども、ぜひお願いしたいなと思っておりますので、今後ちょっと注意していきたいと思っております。

それでは、ただいまより令和 8 年第 3 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名でございます。今回は 3 番の高杉委員、4 番の内野委員にお願いをいたしたいと思えます。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出が 4 件、（３）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件、一括して事務局より報告をお願いい

たします。

局長 そうしましたら、（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出について御報告をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは初めに、報告事項（１）事務報告を行います。

３月４日（水）、女性の農業委員会活動推進シンポジウムが開催され、浅見委員が出席されました。

３月５日（木）、立川市農業委員会・立川農業振興会議の合同視察研修を行い、農業委員会及び事務局が出席いたしました。

３月６日（金）、東京都農業会議主任職員協議会が開催され、事務局が出席をいたしました。

３月１７日（火）、東京都農業会議通常総会及び常設審議委員会が開催されました。

委員会といたしましては、３月１６日（月）、３月の総会に向けた現地調査を、２６日（木）午後３時より第３回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

４月９日（木）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催され、事務局が出席を予定しております。

４月１０日（金）、農業委員会職員基礎研修会が開催され、事務局が出席を予定しております。

４月２０日（月）、東京都農業会議、常設審議委員会が開催されます。

４月２４日（金）、都市農地制度基礎研修会が開催され、事務局が出席を予定しております。

委員会といたしましては、４月１５日（水）、４月の総会に向けた現地調査を、２７日（月）午後３時より第４回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出４件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は上砂町３丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は３４㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は西砂町１丁目の２筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は２，０５６㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は幸町５丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２４１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

４件目、農地の所在は錦町６丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は４０５．４８㎡。転用目的は駐車場用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出４件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は砂川町４丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は１３１㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は砂川町８丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は５５８㎡。転用目的は住宅用地でございます。

３件目、農地の所在は富士見町４丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は２０５㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4 件目、農地の所在は若葉町 3 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 1 4 3 m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

ただいま報告がありました件について、御質問がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようであれば、報告事項についてはこれで終了でございます。

次に、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第 1 号について説明をお願いします。

局長 それでは、議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について御説明をいたします。

特例農地は幸町 5 丁目の 1 2 筆となります。現地調査を申請人立会いの下、内野委員、高橋委員、浅見委員、宮岡委員、橋本委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

略図を御覧ください。略図は幸小学校の南西、自宅裏に広がる農地となります。サルスベリやハナミズキなどの植木のほか、切り花なども生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。一部の植木が隣接する住宅を越境しておりましたが、近日中に剪定することになっているとのことでした。

議案第 1 号は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第 1 号について、確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いいたします。

まず初めに、高橋委員、お願いします。

- 1 2 番 この農地は緑化木を中心に丁寧に生産されていて、生産の状況は全く問題ありません。ただ、平成新道の歩道際に落ち葉がたまっていて、それが風で出て苦情が来ないようにというので、ほかの委員さんから指摘がありましたので、近日中に対応するということでしたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、隣接委員の宮岡委員、お願いします。

- 1 3 番 同じく問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、隣接委員の浅見委員、お願いします。

- 6 番 肥培管理は良好で問題ありませんでした。

以上です。

議長 続きまして、中立委員の橋本委員、お願いします。

- 5 番 特に問題はないと思います。

議長 続きまして、内野委員、お願いします。

- 4 番 特に問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請人に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

申請人には、この相続税納税猶予制度について十分御理解い

ただいていると思いますが、本総会において改めてその意思確認をさせていただきますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。まず初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順で質問をいたします。

それでは初めに、岡部農業経営部会長、お願いします。

17番 本日は御苦労さまです。若干質問がありますので、よろしくをお願いいたします。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では御家族などの協力を得ながら農業経営を継続していかなければなりません。

そこで確認をさせていただきます。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思がおありでしょうか。お答えをお願いいたします。

申請人 申請者が私の父に当たりますが、現在ちょっと病氣療養中でして、代理で長男の私が参加させていただきました。

父から伺ったところによりますと、父親は祖父の代から農業を引き継ぎまして、今まで農業をやってまいりましたが、今後についても生涯にわたり農地の適切な肥培管理を行い、安全安心な農作物の生産に心がけまして、農業経営を継続していくつもりと聞いてまいりました。

17番 分かりました。今後ともよろしくお願いします。頑張ってください。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3 番 私の方からも1つお願いします。

相続税の納税猶予制度は条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、農業その他、僅かな業種のみに適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこでお尋ねします。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

申請人 現在、父親の次男、私の弟に当たる者が主に農業を糧として父親を助けております。私は現在、会社員でございますが、定年を迎えましてら農業に従事したいと思っておりますので、家族の協力、支援により農業経営を継続していくつもりがございます。

3 番 ありがとうございます。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながら、ぜひよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんの中で御質問があったらお願いしたいと思います。御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 御質問等がないと認め、私の方から申請人の方をお願いしたいと思います。

この納税猶予制度は国の制度というのは、もう御存じだと思いますけれども、3年に1回は正しく肥培管理されているのか、そういった調査に伺いますので、そのときにはまた御協力をお願いしたいと思います。

今、両部会長からいろいろ御説明がありました。その内容が

こちらの封筒の中に入っておりますので、お帰りになったら御家族、また弟さんにも見ていただいて、御理解いただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、これで終わりとしたいと思います。本当に忙しいと思いますけれども、今後ともよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第 1 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第 2 号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、1 件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

局長 では、議案第 2 号について御説明をいたします。

現地調査を申請人立会いの下、内野委員、高杉委員、宮岡委員、橋本委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

略図を御覧ください。略図は第九中学校の西に広がる農地となります。

事業の内容といたしましては、貸付人の生産緑地に借受人が使用貸借権を設定して露地野菜の生産を行うというものになります。

では、審査要件の 3 つについて御説明いたします。

審査要件 1、全部効率利用要件ですが、借受人は市内に 4,000 m²ほどの農地を所有し、法人として 3 名で経営をされております。必要な農機具についても十分保有をされており、経験もございます。また、貸付人も 1 割以上の従事をするものと

なっております。

続きまして、審査要件２、農作業の常時従事要件ですが、申請者の従事日数が年間３００日となっておりますので、要件を満たしているものと考えます。

審査要件３、地域との調和要件ですが、農薬等散布は防除基準に従って行い、地域に調和した品種の選定や栽培方法に配慮した営農を行うとのことです。また、貸付人は親族でもあり、日頃からコミュニケーションを取って、地域の実情を鑑みながら営農するとのことでしたので、問題が生ずることはないものと考えます。

また、本法律における要件、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業につきましては、都市住民が農業を体験する取組など、複数の要件のうち１つ以上を満たす必要がございます。本計画では若葉町内に複数ある直売所で生産物の９割以上の販売活動を行う予定とのことですので、要件を満たすものと考えられます。

以上のことから、申請内容は都市農地貸借円滑化法第４条に規定する事業計画として決定できないものではないと考えてございます。

また、契約内容につきまして、現地調査時に貸借する農地の範囲についての借受人、貸付人の両者ともに誤解がありました。貸借予定の農地は１筆であり、その南半分ほどが栗畑、北側が露地野菜用となっております。借受人は北側の農地でトウモロコシ生産を中心に計画されており、栗畑の部分については予定していなかったとのことです。しかし、当日の契約書を確認したところ、貸借地は１筆のようですがということで貸借両名にお伝えしたところ、栗畑も対象とすることで合意をされております。

契約書においては貸借する農地についての記載ですので、栗畑の管理や、その利用方法、具体的には剪定や、その枝の処分、生産された栗の販売権、除草も含めた内容について覚書を別に

作ることとなっております。本日の追加資料として、事務局で作成した案となりますが、両者で中身について検討していただき、中身については合意されたとのこと。疑問点がございましたら、この後、御本人にお聞きいただければと思います。

議案第2号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございました。

それでは、確認を担当された地区委員から補足説明をお願いしたいと思いますが、この地区委員は私なので、私、当日出られなかったのも、仮に宮岡委員にお願いしましたので、宮岡委員、お願いします。

- 13番 借りる方なんですが、借りる理由として、自分のところで直売もやっているような雰囲気なんですが、夏に、どうしてもトウモロコシが少なくて、それでお客さんに言われることが多いということなので、夏のトウモロコシに向けて借りるというのが主な理由でした。冬はハウレンソウとか、そういうものを植えようかなというふうにおっしゃっていたので、その辺に関しては用途もちょうと、きちんと説明できたので、大丈夫だと思います。

あと、ここにある器具もちょうと確認してあるので、申請にも間違いはないと思いますし、ただ、問題なのは、先ほど御説明のありました南側の栗のところですね。もう切った木が転がっていたんですね。まとまっているんですけども、ちょっと太いやつもあったので、あれは処理するか、御本人たちで決めてくれというふうには言っておいたんですけども、どうなっているかは質問したほうがいいかなというところです。多分、勝手なことを言うと、ちょっと時間がかかるけれどもリサイクルセンターに持ち込むとか、その辺も教えてあげないと、木とかそういうのは、野菜専門だと思うので、その辺も教えてあげたほうがいいのかなというのが私の感想です。ほかに関しては問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

 続きまして、高杉委員、お願いします。

3 番 事務局及び宮岡さんが言ったとおり、取りあえずは問題ないと思います。

 1つ私が当日聞いたのは、貸主と借りるところが、畑を1個またいでつながっているんですね。トラクターを動かしたときに、道路から行くのかと聞いたら、真ん中のまたいでいる畑を通路代わりに使うということで、道路は汚さないように通るということで問題はないと思います。

 以上です。

議長 ありがとうございます。

 当日、橋本委員もいましたね。橋本委員、お願いします。

5 番 とてもお若くて、しっかりした方なので、全く問題ないと思います。

議長 あと、私の代理で調査いただいた内野委員、お願いします。

4 番 特に追加説明はありません。

 以上です。

議長 ただいま説明がありました件について御質問等があったらお願いしたいと思います。

1 6 番 確認なんですけれども、貸借円滑化法の中で株式会社のほうに貸すという形は、所有でないから貸付けであれば可能ということの解釈でよろしいのでしょうか。

議長 事務局、お願いします。

係長 現在、立川市内におきましても株式会社で借りている農地もございます。法律上、貸借であれば特段問題ないものと考えております。

議長 そのほかはございますか。

 あと、この覚書についてはどうなのでしょう。お互いの約束事ということで、覚書をこれは書いていただいたのでしょうか。

係長 こちらの覚書につきましては、現場でお互いがお話しされ

ていたことをまとめたものとなっております。覚書の形につきましては、先日も中間管理のほうでもありましたけれども、こちらを参考にさせていただきながら、事務局案として作成をさせていただきました。

こちらについて中身を御本人たちに確認していただきまして、まずは現在、この後、説明をいただくことになっていきますけれども、こちらの条件でやっていくということは、お互い了承されているとお聞きしていますので、覚書の中身については、このまま問題ないのかなと考えております。

疑問点等ございましたら、管理について、これから御本人が来られますので、お聞きいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 そのほか御質問ありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないと認め、事業計画の承認を前提として申請者に意思確認を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画について御説明をお願いしたく、御出席をお願いいたしましたので、御理解の上、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

この法律は、生産緑地の貸借の制度を整備し、都市農地の有効な活用を図ることを目的として平成30年に施行されたものでございます。本法律において申請人が提出する事業計画を農業委員会が審査、決定し、市長が認定することにより貸借が成立する制度となっております。

この事業計画は、都市農地の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業の用に供していることが要件となっております。申請人におきましては町内の直売所で生産物の9割以上の販売を行

うという計画を掲げられております。

そこでお聞きいたします。当該事業内容の詳細について御説明をお願いいたします。

申請人 こんにちは。若葉町から来ました申請人です。よろしくお願ひいたします。

今、議長から御質問があった内容につきまして回答させていただきます。

まず、新しく借りる場所で作る作物はトウモロコシ、白いトウモロコシを夏場は予定しておりまして、借りるところで作るのは6,000本ぐらいを予定しております。冬場に関してはカブとダイコンとハウレンソウ、コマツナなどを作ろうと思っております、今、私の自分のところの土地で毎年6,000から8,000作っております、大体、全部できるわけではないんですけれども、売り切れて、もうちょっとないのと言われている状況だったので、今回、土地をお借りしようかというところをお願いした次第でございます。

直売所は若葉町内に3か所ございまして、あとは地元のセブニーイレブンさんとか、地元の居酒屋さんと、地元でほとんど販売しているような形であります。1割、2割は全作物では残るところもあると思うんですけれども、ほぼほぼ完売できている状況ですので、今回ちょっとお願いした次第でございます。

ただ、今持っている土地と新しく借りる土地、両方フルマックスで使う計画ではなくて、今まで私のところでずっと休ませないで、消毒とかをして無理くりやってきたところがあるので、今後その経費削減も含めて、休ませながらできればなというところもありまして、今回お願いしたところもでございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、当該事業計画の認定につきましては貸付人の責務についても掲げなくてはなりません。具体的に、借受人の年間従事日数の1割程度を貸付人が従事する必要があります。これは、将来相続税が発生した際に、主たる従事者の証明の発行

を担保とするため、貸付人の一定程度の関与をあらかじめ計画しておくものでございます。

そこでお聞きいたします。貸付人の従事作業等、関与の仕方についてお聞かせいただきたいと思います。

申請人 貸付人の方へは年間の私の作業日数を、300日の1割ということで、30日程度、私の使っているところなどを見回っていただいて、今まで貸付人の方が使っていたような状況で使えているかどうかなど、あと、近隣の住民の方に御迷惑をおかけしないような使い方になっているかなどの見回りをお願いしよう。御高齢の方なので作業はお願いしにくくて、見回りをお願いした次第でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問等があったらお願いしたいと思います。

13番 いいですか。栗の木の下に置いてあったあれは、どうになりましたか。栗の木のやつも、あれを見たんですけれども、その所在を明確に、どういうふうに。もし今、決まっていることがあったら、お2人の間で決まっていることがあったら、書類以外のことで。あと、置いてある木なんかも、どういうふうに決まったかを、ちょっと説明してもらってよろしいですか。

申請人 分かりました。

先日、来ていただいたときに既にもう切ってあって、置いてある枯れ木みたいな、大木のあれですね。あのことだけは、今、これからどうしようかというお話をさせていただこうということになったんですけれども、そのほかに関しては、栗が取れたら売っていいよみたいなお話をいただいていたんですけれども、実は、あまりいいものが取れないので、ほぼほぼごみになると言われました。それなので、要は、落ち葉と、いがと一緒に、もうそれを片づけることが仕事みたいなことを言われて、あと、新しく植え付ける考えも今のところはないので、もし倒れそうで危なかったら、そういうのを切って、この間、

積んであったところに置いて、処分するなら、またちょっと話し合って、どうしようかということを検討しようかということまでしか、お話は進んでいないんですけれども、要は、この間、農業委員の方に言われたよりは、そこまでやらなくていいかなみたいなお話のニュアンスは私は受けたので、下をきれいにすることと、あと、危なくないように管理すること。栗を生産するような感じのお話ではなかったような感じでした。

1 3 番 現状維持ということですか。

申請人 そうですね。はい。

1 3 番 一応説明したかもしれませんが。リサイクルセンターに、さもなくば、新しくできたところに問い合わせで、どういう手順で持っていくかというのを聞けば、持っていけると思うので。いろんな方法があると思うので。

ただ、果樹的には、切った木をそのままにしておくというのは認められないので、個人的には置いておいたほうが、雑草が伸びにくいというので置いておきたいんですけれども、それは処理ができていないことになってしまうので、借りている方にも迷惑がかかってくる。取りあえず、そこのあれだけはどうかして処理するようにお願いします。

それと多分、個人的には果樹で、いがと葉っぱが結構大変なので、あの辺は、葉っぱは飛散は関係ないと思うんですけれども、取りあえず、いがのほうは結構、ハンマーとかで回しても、裁断機に入れても、とげというのは残るので、下手すると、あれって足袋を貫通するものなので、ちょっと気をつけて、いがのほうも処分。それもリサイクルセンターか、新しくできたところに問い合わせみて、時間がかかるとは思いますが、やってみたほうがいいと思います。野菜なんかも多分、トウモロコシのあれとかを廃棄するときに参考になると思うので、すみませんが、それだけはやっておいってください。よろしくお願いします。

議長 そのほか御質問ありますか。お願いします。

1 2 番 先ほど委員の説明の中で、トラクターを運ぶとき、真ん中の農家を通ると言いましたけれども、それは了解をもらって。農家の方は。

申請人 もちろん。

1 2 番 そうですか。分かりました。

議長 あと、ありますか。よろしいですか。

では、私のほうも。先ほど栗のほうは、もうほとんど取れないような。私も知っているんですけども、大分もう古くなって取れないなと思います。そこにも野菜なんかも植え付けをする予定なんですか。

申請人 栗の周りですか。

議長 周り。

申請人 いや、それは計画はしていないので。ただ雑草だけきれいにしようと。

議長 きれいだけにして。

申請人 はい。

議長 できればそこも、やはり生産緑地になっているわけですから、生産もしなくちゃいけないわけですね。幾ら借りているからといってね。なので、何かしら、できたら生産も今後考えていただきたいなと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろと御質問に答えていただきまして、ありがとうございます。これをもちまして以上となりますので、十分お体には気をつけて仕事のほう、励んでいただきたいと思います。本日はありがとうございました。

申請人 よろしく願いいたします。

〔申請人 退席〕

1 1 番 最後の会長の御質問は、農地法の全部効率利用要件を満たしていることを確認したのでいいですよ。全部効率利用しているという返事だったということでもいいですよ。生産緑地のこと以外にも農地法の要件を満たしていることの確認。

議長 はい。

1 1 番 それでは結構です。ありがとうございます。

議長 それが何か……。

1 1 番 生産緑地なので、さっきの栗の部分は何もしないというふうに言っていたら、そもそも生産緑地以前の、今回の農地法の要件の確認のときの、全部効率利用要件の全部の部分を満たしていないおそれがあると思ったんですが、会長の確認により、生産緑地の生産というところのみならず、農地法の要件も確認できたと私は聞いたんですけれども、御質問の例と合っているかどうかというところが。ありがとうございます。

議長 それでは、議案第 2 号、都市農地貸借円滑化法の規定による事業計画の審査・決定について、要件を満たしているとして決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、決定することにいたします。

次に、議案第 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 2 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取、1 件を議題に呈します。

今回の借受人は、先月も中間管理事業にて借受けされた方となります。貸借の際に確認する 3 要件については変更がないことを現地調査で確認済みでございます。このため、申請者に意思確認等の質疑のために来庁は不要と判断をいたしました。計画書の内容についてのみ審議となりましたので、御承知おきください。

事務局より議案第 3 号について説明をお願いします。

局長 それでは、議案第 3 号について御説明をいたします。

農地の所在、貸借人については記載のとおりでございます。

農業委員会としては、農地中間管理機構より貸借についての意見聴取を求められており、農地法 3 条許可同様の要件等の確認を行うものとなっております。

今回は農用地利用集積等促進計画（案）の提出がありましたので、お手元の計画書（案）、現地調査及び委員会からの補足説明を基に、本事業の貸借について委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

まず、現地調査の内容について説明をいたします。

現地調査については、申請人及び貸付人立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、事務局、農地中間管理機構で行いましたので、調査結果を御説明いたします。なお、今回も農地中間管理機構の担当職員も参加いただきました。

現在、申請者は市内外合わせて2ha以上の農地に作付をし、主に植木生産による農業経営をされております。貸借が予定されている農地は約4,000㎡で、申請法人の役員等3名、従業員5名の計8名で担われるとのことです。機械類についてもトラクターやユンボを所有し、十分耕作を行えるとのことで、効率利用要件は問題ないものと考えます。また、計画書において、申請法人の対象者は主たる従事者となっており、150日以上従事するとのことです。常時従事要件も問題ないものと考えます。地域との調和要件ですが、立川市植木組合に加盟し、ほかの農業者と協力しながら地域内の農業振興の発展に努めるとされており、こちらも問題ないものと考えます。申請者には聞き取り調査を行い、法令を遵守されているということも確認済みでございます。また、今回も10年間の使用貸借を予定しておりまして、併せて長期貸借奨励事業の申請も予定されているとのことです。

農地中間管理事業では農地の貸借について、中間管理機構が間に入って行うものとなっております。中間管理機構が貸し借りの条件を双方に確認し、促進計画の作成、貸借となるものです。今回も一般的な条件を共通事項として定めたこと以外に覚書を作成しております。植木生産における管理方法や、返還の際の原状回復等に関することを別途作成したものとなります。

議案第3号の説明については以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地を確認、担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、岡部委員、お願いします。

- 1 7 番 今回も借りる方、貸す方、そして中間管理の方が、それぞれ出席いただいたので、非常に意義のある現地調査ができたと思います。その中で、使用貸借 10 年ということで、借りる方がぎりぎりに返せと言われるのは困るよという話があるとき出まして、やっぱりこの三方の形からいくと、では、貸すほうが 1 年ぐらい前に中間管理に対して今後の意思表示をまずすると。そうすると、中間管理が今度借りる方に、一応こういう希望があるよという中で、初めて三者の意見を集約して、10 年後どうするかという話合いが、そのとき確認ができましたので、いいことだったと思っております。そのほかに関しては問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、川野委員、お願いします。

- 1 6 番 現場は、現状の畑は特に問題ないと思います。

当日、私、ちょっと質問したんですけれども、件数がこれからどんどん増えていく中で、それぞれの貸付けに対して終了時期が、それぞればらばらになってくると思います。特に今回、植木の場合は、覚書の中にも書いてあるんですけれども、1 年前に返してもらう場合は言ってくださいという形で、通常の野菜作の返還時期より早く申入れをしてもらわなきゃというところなんですけれども、その管理を誰がやるのかというところが今後出てくるんじゃないかなと思って、中間管理も出席していただいたんですけれども、私のほうでやりますという明確な回答はなかったので、ちょっとその辺、今後の整理が必要なのかなと思っています。

この辺、先ほどの都市農地貸借の関係も件数が増えていく中

で、満期の管理をどうしていくかというところは課題になってくるんじゃないかなと思いました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、嶋田職務代理、お願いします。

2 番 今、両委員が言われたとおりで、問題のない貸借ですし、実績のある借り方だと思うので問題ないと思うんですけども、今、川野委員が言われたように、大分貸借のほうが進んできていますので、今のこの契約の内容というかな。満期だとか、そういうところの管理をどこがしていくのかというのは、これから非常に大きな課題になっていくのかなというところで。

あと、ここ何回か、中間管理の間に入ることについては、再三、最初の頃から言っているように、中間管理のほうからも1人必ず出てきてくださいということで、現場でかなり具体的に、これをどうしよう、こうしようという話が進むようになってきたので、最初のように委員会のほうに丸投げというようなことは大分減ってきたので、非常にいい形で進んでいるのかなと思うので、今後、今言ったような課題を、また借りる人、貸す人、委員会、中間管理というような形で、どんどんいいほうに進んでいけばいいかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について御質問あったらお願いします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質問がないようなので、議案第3号、中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について（発言は、農地中間管理事業の推進に関する法第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見聴取について）、要件を満たしているとして賛成の委員は挙手をお願いいたします。

… … 全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、要件を満たしているとして回答することにいたします。

次に、議案第４号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題に呈します。今回も件数が多かったため、２班に分かれて調査を行いました。

それではまず、議案第４号の１から４を事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第４号の１から４の調査結果について御報告をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査は内野委員、宮岡委員、高橋委員、浅見委員、橋本委員、事務局で行っております。

まず議案第４号の１です。若葉町１丁目の１筆、３丁目の２筆、４丁目の１筆の計４筆となります。略図１を御覧ください。南の農地は、けやき台団地の北に位置する農地となります。体験農園を行っており、春以降の農園開催に向け準備をされているとのことでした。五日市街道沿いの自宅裏の農地は今後の作付に向け、耕うんをされておりました。なお、自宅裏の農地の東側は、先ほどの都市農地貸借円滑化法で貸借を予定している農地となります。さらに北側、道路で区切られた畑は、現在、都市農地貸借円滑化法で貸借されている農地となります。ネギやキャベツなどを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第４号の２、若葉町４丁目の１筆、幸町５丁目の２筆の一部となります。略図２－１を御覧ください。旧若葉小学校の西に広がる農地で、オリーブやソヨゴなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。続いて、略図２－２を御覧ください。この畑は砂川八番交番の東側、自宅前に広がる農地で、オリーブやマユミ

などの植木のほか、海外から珍しい樹種を輸入し、生産されているとのことでした。肥培管理は良好です。境界については作付、耕うんの関係で境界のくいをずらしておりましたけれども、正しい位置について説明がありまして、委員も了承されておりました。

続いて、議案第4号の3、柏町3丁目の2筆となります。略図3を御覧ください。こちらは砂川七番交差点の北西に広がる農地で、畑の南側は栗の木が植えられ、北側はジャガイモが作付をされておりました。隣接する幼稚園向けで栗拾いやジャガイモ掘りなどの体験を予定されているそうです。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第4号の4、砂川町6丁目の1筆、2丁目の1筆の計2筆となります。略図4-1を御覧ください。略図4-1は西武拝島線の南側に広がる農地で、キャベツやタマネギ、ブロッコリーなどを生産されておりました。南端の道路沿いの境界木が越境しておりましたので、委員から剪定するよう指導がございました。略図4-2を御覧ください。こちらは昭和記念公園砂川口の北西に広がる農地となります。ハウレンソウやナノハナを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第4号の1から4の説明は以上となります。

議長 確認を担当された委員さんから補足説明をお願いします。
まず1番、こちらは私が担当だったんですけれども、宮岡委員にお願いをしましたので、宮岡委員、お願いします。

13番 石等も確認できて、特に問題はないと思います。ただ、御本人が言うのは、北側のところに段差がありまして、そこにパネルみたいなものを入れていたんですけれども、そっちのほうが高くて、だから、土が来るからパネルみたいなものを入れていて、これ、大丈夫かなとか言っていたんですけれども、特に問題はないと思います。向こうのほうが駐車場みたくなっていて、そこから漏れてくるので、そこにベニヤというか、そうい

うのが張られていたので、それはいいんじゃないですかという
ようなアドバイスをしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番を高橋委員、お願いします。

1 2 番 この2か所の農地なんですけれども、ハナミズキ、また、
オリーブ、ソヨゴとか、多種多様にわたって非常に手入れもよ
く、管理されている野菜畑、植木畑で、全く問題がない、いい
畑です。

以上です。

議長 続きまして、3番、浅見委員、お願いします。

6 番 こちらの畑は肥培管理が良好で、特に問題ありませんでし
た。栗拾いやジャガイモ掘りは幼稚園の子供たちの食育になる
ということで、これからもずっと続けていきたいとおっしゃっ
ていました。でも、自分の相続が発生したときに、相続税が高
いので、多分この農地はなくなると言うとおっしゃっていて、
相続税が高いので、そういうことを農業委員会の方たちで、上
のほうに何とかしてほしいと訴えてほしいと、切実におっしゃ
っていました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、4番、内野委員、お願いします。

4 番 この方なんですけれども、今、申請者がかなり高齢になり
まして、ここで申請者の弟さんも一緒に農作業をやっているそ
うです。収穫された作物は、出荷先はみの一れと、あと、自宅
の前に自販機があるので、そこで販売しているそうです。境界
石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ありませ
ん。

議長 すみません、内野委員。全体で何かあったらお願いします。

4 番 今のが4番で、全体的に特に問題ありませんでした。

議長 中立委員の橋本さん、全体で何かありますか。

5 番 特にありません。

議長 分かりました。ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、御質問があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 ないようでしたら、続いて、議案第4号の5から8までを事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第4号の5から8の調査結果を御報告いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりとなります。

現地調査を嶋田職務代理、宿谷委員、田中委員、岡部委員、事務局で行いましたので、御報告をいたします。

議案第4号の5、柏町1丁目の1筆となります。略図5を御覧ください。略図5は立川十小東の信号の南に位置する農地で、春の作付に向けて耕うんされており、南東に位置するビニールハウスではトマト、ナス、ピーマンなどを栽培予定とのことです。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第4号の6、砂川町5丁目の5筆となります。略図6を御覧ください。略図6は砂川五番バス停の北側に位置する農地となります。露地ではブロッコリーを栽培するほか、作付に向けて耕うんされており、7棟あるビニールハウスでは、これからシュンギクやハウレンソウなどをハウスごとに栽培していくとのことでした。また、お墓の部分については納税猶予から外されております。平成新道の北側の農地では緑肥が植えられておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、議案第4号の7、一番町2丁目の5筆、3丁目の3筆の計8筆となります。略図7を御覧ください。略図7の北側の農地は天王橋西公園の南に位置する農地で、カブやズッキーニを栽培されており、作付されていない部分は耕うんされてお

りました。南側の農地は西武拝島線の線路で隔てておりまして、線路より北側は今年度、貸借円滑化法による使用貸借が開始された農地で、ブロッコリーやコマツナを収穫したばかりの様子でした。線路より南側の農地は次の作付に向けてきれいに耕うんされておりまして。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第4号の8、西砂町3丁目の3筆となります。略図8を御覧ください。略図8は西砂川バス停の南に位置する農地で、シラカシ、ハナミズキ、ツツジを生産しているほか、都の委託苗を生産されておりまして。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第4号の5から8の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いします。

まず初めに5番、宿谷委員、お願いします。

7番 この畑は境界もちょうど確認できました。また、耕うんしてありまして、夏野菜のトマト、ナス、ピーマン、トウモロコシなどを作って、みの一れに出荷すると言っていました。全く問題はありません。

議長 ありがとうございます。

続きまして、6番、田中委員、お願いします。

14番 この方の畑は本当にきれいで、平成新道の北側のほうが麦の緑肥をまいておりまして、時期になったらうなることになっています。平成新道の南側のほうの四角いところが内墓になっておりまして、そこは外してあります。ハウスの中にはトマトの苗木なんかが結構植わってありまして、これからハウスのほうに移動することになっております。とてもいい畑で問題ありません。

議長 ありがとうございます。

7番を嶋田職務代理。

2 番 7 番の方ですけれども、まず、北側の自宅裏の畑ですけれども、こちらは境界も確認できていますし、今、カブの作付が半分ぐらい進んでいまして、残りのほうは今後、一応予定ではエダマメを作付する予定ということでした。

それと、西武拝島線の隣にある農地ですけれども、こちらのほうは事務局から説明があったように、貸借の円滑化で貸している畑ですけれども、非常にきれいに管理されていまして、今、この三角の今回の敷地のほうで、ブロッコリーとコマツナを生産して、今、その後片づけで耕うんされていました。

あと、反対側の何も作っていないほうですけれども、こちらのほうは夏野菜を作付する予定ということで、きれいに耕うんされて問題ないと思います。

ここの貸借のほうですけれども、貸付けの 7 番の方が一割従事ということで当日確認したんですけれども、見回りですとか草の退治とかをやっているということですので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、8 番、岡部委員、お願いします。

1 7 番 こちらは植木を生産している畑なんですけれども、本当に草一つなく、きれいに植わっていまして、何ら問題ありません。
以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等があったらお願いします。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め、採決に移ります。議案第 4 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに

決します。

次に、議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

局長 そうしましたら、議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきまして、2件、御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図1-1、1-2を御覧ください。土地の所在は西砂町1丁目の4筆、6丁目の2筆となります。面積は1万191㎡です。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続きまして、略図2-1と2-2を御覧ください。土地の所在は上砂町4丁目の3筆、5丁目の2筆となります。面積は6,205㎡です。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第5号の説明は以上となります。

議長 確認を担当された地区委員から補足説明をお願いします。

まず初めに、1番を川野委員、お願いします。

16番 1番の方ですけれども、略図を見ていただくと分かると思うんですけれども、皆さんも行かれたんじゃないかなと思います。度々農地パトロールの中で議題に上がっていた方なんですけれども、お亡くなりになってしまいました。12月の総会の時点で文書指導ということでお話がありまして、私、そのときに文書を預かって行ったんですけれども、年明けから全然なかなかお会いできなくて、そうしたら、お亡くなりになったということでお話しいただきまして、結局、文書はお渡ししないで事務局にお返ししたと思っております。

1月にお亡くなりになって、もう主たる従事者の申請ということで、大分手続が早いなと思っておるんですけれども、以上

です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番ですね。鴻地委員、お願いします。

10番 略図2-1、2-2。この方は主たる従事者として全く問題ないと思います。一生懸命仕事はされておりましたので、問題はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について質問があったらお願いをいたします。岩崎委員、お願いします。

11番 事務局に形式的な質問なんですけれども、2番目の方の真ん中の買取申出の生じた日。これは買取申出の申出事由の生じた日ということなんですかね。ここが空欄なので、いつかなと思って。用件があると思いますので。運用で。これは欄のところが買取申出事由の生じた日なんですよね。買取申出の生じた日。買取申出事由の生じた日。なので、今回は死亡日が本来入るはずだったというところ。それはいつになりますでしょうか。

主事 すみません。買取申出事由の生じた日が正しいですので、今後はそれで統一したいと思います。死亡日については令和7年9月3日になります。

11番 ありがとうございます。

ちなみに、立川市は運用では10か月以内でしょうか。

主事 買取申出自体は、買取申出事由の生じた日から1年以内になります。

11番 分かりました。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

そのほか質問ありますか。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

 その他で何かございますか。

局長 事務局からは特にございません。

議長 それでは、本日の審議予定はこれで終了でございます。次回の農業委員会は４月２７日（月）午後３時から、２０８・２０９会議室で開催となります。

 本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後４時１１分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員